



嘉手納町

R7年度

# 住宅除却支援補助金

管理できない



落下物などで被害  
をださないか心配

解体したいが、  
お金がかかる

古くなった住宅の解体を支援する新しい補助制度が始まりました。

上限額 **50万円** を補助する制度です。  
まずは、ご相談を！ 予約の方を優先します。

## 補助受付期間

令和7年6月2日から令和7年11月28日まで  
(令和8年2月末までに除却工事が完了報告書を提出できること)

## 主な要件

### 【補助対象者】

- ☐ 除却する住宅の所有者
- ☐ 町税を滞納をしていないこと

必要書類やご注意は裏面  
をご覧ください。  
店舗、事務所及び共同住宅  
は補助対象外です

### 【補助対象住宅】

- ☐ 税制上の耐用年数（例えば、鉄筋コンクリート造47年、木造22年）を経過しており、除却工事を着工していない住宅
- ☐ 本町の課税台帳に登録されている住宅
- ☐ 除却建物に所有権以外の権利が設定されていないもの
- ☐ 原則として、門及び塀等を含めた敷地全体を更地にする建物除却工事
- ☐ 施工業者は解体工事の資格を有する者



住まいるコンシェルジュ  
相談予約

お問合せ窓口：企画財政課 定住対策係 電話098-956-1111（内線244）

## ご注意

- ・住宅を除却する前に補助申請が必要です。  
補助金の交付決定の通知を受けてから着工して下さい。

## 必要書類

- ☐ 申請書（様式第1号）
- ☐ 申請者（建物所有者）の住民票抄本（本籍無し、続柄無し）※
- ☐ 補助対象住宅等の共有者がいる場合は、除却に係る同意書（様式第2号）
- ☐ 土地及び家屋の固定資産証明書 ※  
（借地の場合、土地所有者からの委任状により土地の資産証明書が取得可能）
- ☐ 町税の滞納無し証明書 ※
- ☐ 建物登記全部事項証明書（登記されている場合）※
- ☐ 施工業者の解体資格を証する書類
- ☐ 見積書の写し
- ☐ 案内図・配置図（敷地内の建物位置が分かるもの）・現況写真
- ☐ 暴力員等に関する誓約並びに同意書
- ☐ その他（必要に応じて）

※発行書類は3ヶ月以内が有効



住宅除却支援補助金  
ホームページ

## 申請の流れ



### 申請者

1. 解体資格のある業者に見積りを依頼する
2. 必要書類を揃える
3. 書類が揃ったら申請する

7. 工事着工  
※変更がある場合は変更・廃止  
申請を提出

8. 実績報告 必要書類の提出  
※工事完了1か月以内若しくは  
R8年2月末 どちらか早い日  
※マニフェスト(E)票 提出必須

11. 補助金の請求

### 役場

4. 必要書類を確認後、受付する
5. 内容審査  
（担当職員が現地調査及び現況撮影）
6. 予算の範囲内で補助金交付決定を通知する。

9. 内容審査  
（必要に応じて現地調査）

10. 補助金交付確定を通知する。

12. 補助金の交付（口座振込）